

第6回福崎町自治基本条例検討委員会(議事録概要)

日 時 : 平成 25 年 5 月 8 日(水) 10:00~12:00

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

出席委員 : 岡田委員長、石田委員、志水委員、小林委員、宮内委員、城谷委員、
谷口委員、松岡博委員、森井委員、埴岡委員、山本委員

福 崎 町 : 嶋田町長、橋本副町長

(事 務 局:企画財政課 福永課長 森係長 山本主査 川上主事)

欠 席 者 : 中田副委員長、松岡政委員

【会議概要】

1. 開会

2. あいさつ

委員長 おはようございます。昨年の夏になろうかという時に第1回目の委員会が開かれまして、今日で6回目であります。6回にわたって今日まで、福崎町の自治基本条例についてのいろいろなご意見を皆さんからいただきました。一つ一つ検討しながらやってきました。今日は案を一つの形として、嶋田町長に提案していきたいと考えております。もとより民主主義というのは議論を尽くすことが大切なことですので、手を抜かないでご議論いただければと思います。また、半日皆さんにご議論いただきますのでご協力ください。それではよろしくお願ひ致します。

町長 私たちは、住民の願いに応じて町政を進めていこうと、このことを念頭にやってきました。そのためには私たちにしっかりとの方針がないといけません。その方針をきめていくために皆さんに知恵をお借りして参りました。今回で第 6 回目となるわけでございます。毎回毎回、みなさんの意見を聞きながら、なるほどこんな意見もあるのかと納得したり、あるいはまだ別の考え方があるのではないかと自分で考えたり、非常に楽しい委員会ではないかなと思っているわけでございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

3. 福崎町自治基本条例(素案)について

○ 資料説明

事務局 (事務局から資料説明)

※前回、意見への対応方針及び、変更点について説明。

○ 質疑

委員長 資料の説明がありました。どこからでも結構です。何かご意見はございませんか。これは1つの枠組みでしかありませんので、その中にどういうものを入れるかは、今後の課題となります。そういう意味では、これからの具体的な自治活動に関わる文言など気になるような点があれば出していただきたい。

委員 条例の見直しでは、町長が必要な措置を講ずるとあるが、具体的にはどういう風に変えて

いくつもありか？

委員長 第27条の必要な措置とは何かということだと思うが、事務局の方で何か考えはあるか。

事務局 条例の見直しですが、町民が主体のまちづくり、町民、議会、行政の三者が協働によって進める仕組みを作っていますので、例えば地方制度の大きな仕組みが変わるときなどは見直しが必要であると考えています。その都度検討を行い、必要であれば条例の見直しを行っていくと考えている。

委員長 条例案を提出するのは、町長又は議会である。そういう意味では町長が責任を持って、状況の変化に応じた形で、条例の修正が必要だと判断されれば改正されるという形になると思う。どういう場合かについては想定しにくいと思うので、状況が変化したらということだと思いがよろしいか。

委員 はい、結構です。

委員長 他に何か意見はないか。本日、素案という形で確認をさせていただければ、町長の方でそれをあらためて検討していただき、議会に提案されると思う。今後も字句の修正はありうと思うが、ここでの議論が活発に行われることが、条例内容をより豊富なものにすると思うので、繰り返しになるが何か意見があればお願いします。ないということであれば、次の段階に進むということになるがよろしいか。

委員一同 はい。

委員長 これまでほぼ1年という期間をかけてこの条例の素案を検討いただいた。様々な意見が出てきて、毎回いろいろと議論をしてきたわけだが、今確認いただいた形で整理させていただきたい。

それでは、あらためて福崎町自治基本条例検討委員会設置要綱に基づき手続を進める。第2条に、「委員会は条例の素案を作成し、これを町長に提案するもの」とある。これに基づき、会議次第の4番の条例(素案)に関する報告ということになるが、それでよろしいか。

委員一同 はい。

委員長 それでは、こちらの手続きに入る。今後の進行については事務局側で行っていただけるということなのでよろしく願います。

4. 福崎町自治基本条例(素案)に関する報告

(※委員長が「福崎町自治基本条例(素案)に関する報告書」を町長へ提出)

5. 町長謝辞

町長

大変お忙しい方々でありましたけれども、約1年間にわたって福崎町自治基本条例(素案)に関する検討を進めていただきました。その結果、委員長から報告がありましたとおり、立派な内容になっているものでございます。その内容をお聞きしまして、これからの町政運営をますます大事にしていかなければならないなど、そんな自覚にかられた訳でございます。福崎町は、柳田國男さんの、「まちはそこに住む人のほんの僅かな気持ちから、美しくも不味くもなる」このように書かれておりますことを、非常に大切に致しまして、一人でもたくさんの方がよいまちをつくろうと、そんな人に成長していただく、また、そんなふうにもなっていこう、その思いで町政を運営していくわけでございますけれども、その思いを実現するためにこの素案は、非常に役に立つとこのように思っているわけでございます。そして条例の案文の中にありましたとおり、この素案に基づいて新しい福崎町の計画、そして構想等を盛り上げていくという仕事が待ち構えているわけでございます。行政の仕事は、ひとつの現場ですることができませんので、この条例案をしっかりと6月議会に提案させていただいて、議会の議決を得たのち、その方針に基づいて私たちが新たな歩みを進めたいと思っているわけでございます。そのときにおきましても、委員の皆様方から、様々なご意見、ご助言、ご協力をいただきたいと思っているわけでございます。この一年間、皆様方の発言が非常に刺激になりましたし、いろいろな意見があるのだなということを改めて痛感し、自治の難しさ、そして同時に楽しさを体験させていただいたわけでございます。この一年間大変お世話になりましたことを心からお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。ここで資料をお配りします。福崎町では自治基本条例に先行して、平成25年度から、町長が提唱する、「自律(立)のこころを育て、参画と協働ですすめるまちづくり」の取組を始めております。まず役場の機構改革を行いまして、地域振興課を新設し、商工係・観光係のほかには地域づくり係を設置しております。そして自治会を単位として、住民参加のまちづくりを推進するために、自律(立)のまちづくり交付金というものを創設しました。さらにこの取り組みを支援するために、各自治会に町職員を2から3人をサポーターとして配置しています。その制度については、今お配りした資料に書いてありますので後程ご覧いただきたいと思っております。

6. 各委員の感想

事務局

それでは委員の皆様方において、条例の施行後、当町のまちづくりについてご意見・ご提案、これまで6回の委員会を振り返ってのご感想など何でも構いませんので、ご発言いただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員

1年近く地方自治法をじっくり勉強できたおかげで、地方分権と地域主権の違いがよくわかるようになり良い経験をさせていただきました。4月の委員会で委員長が、この自治基本条例は町民に外国人を入れさせるためのものと図らずともおっしゃいましたが、憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」の言葉どおり、外国人はめったに犯罪など起こさないとの確信を持ってのご発言だと思います。現在の日本は尖閣諸島などの領土

問題、歴史問題、教育問題など抜き差しならない窮地に陥っています。この国家危機はすべて、世界の平和を誠実に希求していることを前提にして、交戦権を否認した憲法9条の呪いに帰すると思います。第2次安倍政権で、国家安全保障会議で委員長を拝命されている京都大学名誉教授が、「日本は大東亜戦争でコミンテルン(共産主義の国際組織)たちによってコテンパンにやられ、敗戦の負い目にあった」と喝破されています。敗戦後67年経った現在、今度も左翼勢力による外国人参政権につながる地方自治基本条例で、われわれは戦わずして敗れようとしています。ぜひ、姫路市や大阪府の茨木市同様、この外国人を町民に入れ、国体を破壊する自治基本条例制定を中止していただきたいです。私は、日本を第2のチベット、第2のウイグルに絶対にしてはならないと思っています。1年間ありがとうございました。

委員 一員としてこの1年間非常に勉強にもなりましたし、ありがたかったなどこのように思っています。特に事務局側においては、気苦労もあったであろうし、いろんなことでお調べになって、いいものができたのではないのかなと思っています。今でも印象に残っているのが、福崎町の町民憲章が感覚的な理念とすれば、この条例は理念を実現するために、このようにやっていこうという規範のようなようになる。この条例がうまく浸透していけば、私は70歳ですが、孫の代までにはいい福崎町になるのではないのかなと思っています。一員として皆様にいろんなことを教えていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

委員 この委員に入れていただき、勉強を一生懸命しようと思ったが、なかなか条例を検討することは難解でした。先度、地域振興を新設されたといわれましたが、一度作ったものがずっといいということはないと思います。ですから、先程どうすれば変更できるかとお聞きしましたけれども、時代に対応するように、変えなければならぬところは変えていくべきだと思うわけです。そういう意味で今回のところは、勉強もさせていただきましたし、また、意見を言わせていただく機会がありましたら意見を述べたいなと思いました。大変ありがとうございました。

委員 私もいい勉強になったと思っております。これから福崎町の発展のために、参画と協働のまちづくりこの条例に基づいて、一生懸命努力していきたいと思います。どうもありがとうございました。

委員 最初から、難しい話とか、私のようなものが委員になっていいのだろうか、疑問ばかりで参加させていただきました。自分の考えをまとめてどんどん発言するのが苦手で不得手で慣れていませんので、みなさんの意見に賛成か反対かしか答えられなかったですが、貴重な体験をさせていただいて、今後の福崎町の参画と協働のまちづくりに少しでも役立てたらと思いました。ありがとうございました。

委員 最初にこの話をお受けした時に、インターネットで自治基本条例を検索してみました、いろんな意見がありました。私自身はこの条例案を検討する過程で、内容的には今の一般

常識であるのではないのかなと思いき意見を出さなかったのですが、インターネット上では先程もありました外国人参政権であるとかが主なものになると思いますが、福崎町の条例では常識的なところで運用されるものと思っています。今後、その辺も含めまして議会等で議論していただけたらと思います。条例を検討するという事は初めてであり、一言一句、いろいろな意味も含めて検討されるという事は大変に勉強になりました。ありがとうございました。

委員

いろいろ勉強させていただきましたが、行政の運営にあたって、それぞれの立場の手順が定められたということの中で、参画と協働のまちづくりの基準というものができたのではないのかなと思います。最初は緊張しており、難しいことをするのはないかと思っていたが、後で清書されたものを読んでみますと、きわめて当たり前のことが整理されたのではないかと、当たり前のことを当たり前に実行することの方が難しいということがありまして、条例がこれから議会を通りますと、これを本当に実行していく、それぞれ住民が町政に参画してうまくやっていけるという状況をつくるのが非常に大事であると思いました。それから、この町の憲法というか柱ができたということでもありますから、それに伴い現在ある条例や規則等も徐々にでも結構なので、整合が取れるように整理を進めていただきたいと思います。

委員

この委員会に入らせていただきましてありがとうございました。今から進んでいく少子高齢化の世界を迎えるにあたっては、地域づくり、自律(立)のまちづくり、コミュニティが大事であると思います。参画と協働は必要であると感じています。このようなことがざっくりと提起されていると思いき、これをうまく活かしていただきたいと思います。このような福崎町の基本条例を作られるということで、福崎町民として自信と誇りを持っていただくということに對しまして、国旗と町旗を掲げてもらいたいと、ここに福崎町ありとこういふ感じを願うわけであります。以上です。

委員

基本条例ということで、行政の在り方とか、あるいは運営、町民、議会、行政双方の基本的な立場に触れられているように思いますが、きわめて抽象的・常識的に書かれていると思うわけでありますが、これをどのように使われるか、どのように解釈されるかということいろいろと変わってくると思っています。そんな意味で町民・議会・行政の立場から考えてみましても、民主主義の原則をわきまえて、今後執行にあたっていただかなければ、この条例の意味というものが一番難しい存在になっては困るなど、若干の危惧も持ちながら検討を進めてきたというところでもあります。

委員

あくまでも条例を作ることが目的ではなく、この条例の第1条に書いてある、町民を主体とした参画と協働の自治、これからのスタートのように痛感しています。これから、新しいまちづくりのために積極的に協力していきたいと思いき。この1年間ありがとうございました。

委員

この1年間、本当によく勉強させていただきました。これからの日本の将来は地方自治しかない。如何に地方が活力を持って、将来、まちづくりを進められるかである。そのシステム

として基本条例があると思うが、今、そのシステムが出来上がった。先程、発言があったが、次に魂を入れて、本当の意味で活動が行えるようにやっていかないと、形骸化してお金ばかりかかって実際に実行できないということもあります。基本条例の精神である協働という概念が、本当の意味で浸透して、それで活力を持って、尚且つお金がそんなにかからないで、クリエイティブな創造物に向かっていく。その次に必要なものはイメージだと思います。どっちへ向かっていくのか、そのイメージの方向性がないとつらいところが出てくる。先進である北欧やヨーロッパ、スイス、オランダ、ドイツ、デンマークでは、小さくても自立した創造的な福祉を実現しているところがいっぱいあるので、そういうところのモデルを基盤にしてイメージを作られて、福崎町としてはこういう方向性にいきたいということが重要になってくるだろうと思います。その一歩を踏み出そうというところを一緒に感じさせていただきまして、この1年参加させていただきました。ありがとうございました。

事務局

今後につきまして、本日いただきました条例(素案)に関する報告を役場内でさらに検討しまして、6月の定例議会に条例(案)を提案していく予定です。なお本検討委員会は、設置要綱附則第3項に基づき、本日をもちまして解散となります。福崎町では、平成25年、26年にかけて第5次総合計画の策定を行います。近日中に、まちづくり委員として、住民の一般公募を15名程度行う予定です。是非皆様の参加をお待ちしております。それでは先ほどいただきました皆様のご意見やご感想を今後のまちづくり生かしていきたいと思っております。本当に長い間ありがとうございました。それでは、最後に委員長から総括の感想も合わせた形での閉会の挨拶をお願いします。

7. 閉会

委員長

1年間、本当にありがとうございました。自治基本条例でありながら、私自身がこの町に住んでいるわけではありません。長年、地方自治のことは勉強し、自治とは何かと考えてきましたが、このような現場で住民の皆さんと話をすることはそうそう多くはありませんでした。そのため、この話をお引き受けした時に、自分自身が皆さんと話しながら勉強したいなと考えていたわけでありました。そういう意味ではこの1年間本当にいろいろと勉強させていただき、大変意味のある1年だったと考えています。皆さまには大変感謝申し上げる次第です。

今という時代は、いろいろなことが大きく変わろうとしています。私の大学でも、日々めまぐるしく改革が進行しており、昔の大学とはずいぶんイメージが変わってきています。たぶん、生活の現場でもその姿は少しずつ変わってきていると思います。しかし、そのなかで、私たち自身は残していくべきものは残していかないといけないし、大切なものはやはり大切にしていけないといけない。ただ、その辺りの見極めが難しく、これはもういろんな人がいろんな現場で話し合っ、そこで1つずつ調整していくことが必要なんだろうと思います。そういう意味で、変な言い方ですが、外者でしたが、そうであったがゆえに、客観的な立場からその枠組みを作るお手伝いをできたような気がしています。しかし、これからが本番なのだろうと思います。この先、どういう中身を作っていくのか、どういう自治の実態を作るのか、これが皆さんご自身の仕事になろうかと思っております。是非とも、さらにご検討いただき、これからの福崎

町を作っていたきたいと心から期待をしています。

この検討委員会は、一応本日で解散します。これで福崎町の検討委員会は終わりますが、先ほど来お話がありますように、今日が本当の意味でこの町の自治の出発点になると思います。是非ともそのことをご理解いただいた上で、今後ともご協力をいただきながらご議論いただければと思います。一年間本当にありがとうございました。それから、本当にご苦勞様でした。

以 上